第二条第二項中「又は厚生労働大臣」を「、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条第三項中「又は厚生労働大臣」を「、厚生労働大臣又は同項の都道府県知事」に改める。

附則第十八条の二第一項中「厚生労働大臣の認定した」の下に「あん摩マツサージ指圧師の養成施設若しくはあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の」を加える。

（食品衛生法の一部改正）

第十二条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第六項第三号及び第四号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六十六条中「第四十八条、第五十二条から第五十六条まで」を「第四十八条第八項、第五十二条、第五十三条第二項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条」に改め、「の規定」及び「と読み替えるもの」を削る。

（理容師法の一部改正）

第十三条　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第十七条中「第四条」を「第三条第三項」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第十四条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条の四」を「第九十七条の三」に改める。

第五十条の四第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項を削る。

第五十条の十四第一項ただし書中「厚生労働大臣」を「行政庁」に改め、同条第二項を削る。

第九十七条中「都道府県の区域を越える」を「地方厚生局の管轄区域を超える」に改め、「その他の組合については」の下に「主たる事務所の所在地を管轄する」を加える。

第九十七条の三を削り、第九十七条の四を第九十七条の三とする。

第百条第一項第八号中「第五十条の四第一項」を「第五十条の十四第一項」に、「第五十条の四」を「第五十条の十四」に改める。

（保健師助産師看護師法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

一　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第二号、第二十条第二号及び第二十一条第三号

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条第五号

三　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号

四　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号

五　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条第五号

六　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号及び第二号並びに第十二条第一号及び第二号

七　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項

八　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号及び第四号

（歯科衛生士法の一部改正）

第十六条　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

（医療法の一部改正）

第十七条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項第四号中「都道府県に」を「都道府県（二以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人にあつては、当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県）に」に改める。

第六十六条の二の次に次の一条を加える。

第六十六条の三　関係都道府県知事（医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の所在地の都道府県知事であつて、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事以外の者をいう。）は、当該医療法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第六十八条の二及び第六十八条の三を削る。

第六十九条　第六十九条から第七十一条までを次のように改める。

第七十条及び第七十一条　削除

第七十一条の四を削り、第七十一条の三を第七十一条の四とする。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

第七十一条の三　この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

（社会福祉法の一部改正）

第十八条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「養成機関」の下に「及び講習会」を加える。

（歯科技工士法の一部改正）

第十九条　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第二十条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「の各号の」を「に掲げる」に改め、同項第二号中「附随して」を「付随して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、婦人相談所を設置することができる。

第三十五条第一項中「都道府県知事」の下に「（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。）」を加え、同条第二項中「市長」の下に「（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）」を加え、同条第三項中「附随する」を「付随する」に改める。

第三十八条第一項中「は、次の各号に掲げる費用」を「（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）」に改め、同条第二項中「市は」を「市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は」に改める。

第四十条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「もの」の下に「（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。）」を加える。